

吉野川堤防強化検討委員会 規約

(委員会の設置)

第1条 吉野川流域の堤防は、大正・昭和初期につくられたものが多く、その材質や施工方法がよくわかっていないことが多いことから、堤防の浸透、侵食、地震について、現況の安全性を評価し、さらに必要な箇所においては、堤防強化対策工の提案を行うことを設立の目的として、指導・助言をいただく「吉野川堤防強化検討委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

(業務)

第2条 本委員会は、前条に記した目的を達成するため、次にあげる業務を行う。

1. 現況堤防の安全性の評価
2. 堤防強化対策必要区間の抽出
3. 対策工の検討

(委員会の組織)

第3条

1. 委員会は、別表 - 1 に掲げる委員で構成する。
2. 委員会は、委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。
3. 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。
4. 委員長の指名により、委員長代理をおくことができる。委員長代理は、委員長不在の場合に委員長の職務を代理する。
5. 委員長は、必要があるときは、委員会に1. に掲げる以外の者の参加を求めることができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会の開催は、年3回程度とし、必要に応じ委員長が招集し開催できるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所内に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成16年8月23日から施行する。

(別紙 - 1)

吉野川堤防強化検討委員会名簿

(敬称略)

氏 名	職 名
山上 拓男	徳島大学工学部教授
澤田 勉	徳島大学工学部教授
岡部 健士	徳島大学工学部教授
三神 厚	徳島大学工学部建設工学科助手
石川 浩	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所長

吉野川堤防強化検討委員会 傍聴規定

（会議の公開）

第1条 吉野川堤防強化検討委員会（以下「委員会」という）の会議は公開するものとし、その規定については以下のように定める。

（会議の開催の周知）

第2条 委員会の開催が決まった場合、その開催の日時、場所、時間、傍聴手続き等について速やかに徳島河川国道事務所ホームページ（以下「HP」という）等により一般に周知する。

（会議の傍聴）

第3条 1. 委員会の会議を傍聴しようとする者は、当日会場にて申し込みを行うこと。
2. 会議会場の収容人員を超える傍聴申し込みがあった場合には、抽選を行い傍聴者を決定する。
3. 傍聴人は、会議の撮影、録画もしくは録音をしてはならない。また会場内での発言、拍手、飲食あるいは会場内へのプラカードの持ち込み等、会議の進行を妨げ、会場の秩序を乱す行為を行ってはならない。
4. 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に退場を命じ退去させることができる。

（会議資料の公開）

第4条 会議にて配付される資料及び議事録は、原則として公開とするものとする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

（その他）

第5条 この規定は、吉野川堤防強化検討委員会規約（以下「規約」という）第6条「委員会の運営に関し必要な事項」として定めるものであり、この規定の変更やこの規約に定め無き事項についても、この規約に従い委員会に諮って定められる。

附則

（施行期日）

この規定は、平成16年8月23日から施行する。